滋賀県警察本部告示 第 71 号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を行うので、同法第104条の2第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 7 年 11 月 20 日

滋賀県警察本部長 池内 久晃

- 2 聴聞の場所 守山市木浜町2294番地

滋賀県警察本部交通部運転免許課 聴聞会場